

# 資料編

魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川



<b>1</b> 寝屋川市都市計画マスタープラン策定委員会の概要	… 108
<b>2</b> 寝屋川市都市計画マスタープランワークショップの概要	… 112
<b>3</b> 前寝屋川市都市計画マスタープランの 施策の体系と進捗の概況	… 115
<b>4</b> 用語解説	… 116

## 1 寝屋川市都市計画マスタープラン策定委員会の概要

### ◆寝屋川市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

#### (目的及び設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する寝屋川市の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)の策定を適正かつ円滑に進めるため、寝屋川市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、都市計画マスタープランについて検討し、及び市長に提案する。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

#### (委員)

第4条 委員は、別表に掲げる職にある者のうち、都市計画マスタープランに関連する事務を担当する者となるものとする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長は別表第15号に規定する委員となるものとし、副委員長は、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

#### (説明等の要求)

第7条 委員会は、その所掌事項を遂行するために必要があると認めるときは、関係職員に対して、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事項を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (策定部会)

第8条 都市計画マスタープランについて専門的な調査、検討等を行うため、委員会に寝屋川市都市計画マスタープラン策定部会(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

2 ワーキンググループは、構成員40人以内で組織する。

3 構成員は、委員会の委員が指名する者となるものとする。

4 ワーキンググループに部会長及び副部会長1人を置き、部会長は委員会の委員長が指名した者となるものとし、副部会長は部会長が構成員の中から指名した者となるものとする。

5 ワーキンググループは、部会長が召集し、部会長がその議長となる。

6 部会長は、ワーキンググループにおいて調査、検討等を行った内容について、委員長に報告しなければならない。

#### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、まち政策部都市計画室において処理する。

#### (委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年8月3日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、都市計画マスタープランの策定及び公表を行った日限り、その効力を失う。

## 附 則

この要綱は、平成22年4月19日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成23年5月13日から施行する。

## 別表(第4条関係)

- (1) 経営企画部企画政策課における課長
- (2) 経営企画部情報化推進課における課長
- (3) 経営企画部広報広聴課における課長
- (4) 財務部財政課における課長
- (5) 財務部管財課における課長
- (6) 人・ふれあい部人権文化課における課長
- (7) 人・ふれあい部危機管理室における課長
- (8) 総務部総務課における課長
- (9) 市民生活部市民室市民課における課長
- (10) 市民生活部産業振興室における課長
- (11) 環境部ごみ減量推進課における課長
- (12) 環境部環境政策課における課長
- (13) 保健福祉部社会福祉課における課長
- (14) 保健福祉部こども室における課長
- (15) まち政策部都市計画室長
- (16) まち政策部都市再開発事業室における課長
- (17) まち政策部まちづくり指導課における課長
- (18) まち政策部住環境整備課における課長
- (19) まち政策部住宅整備課における課長
- (20) まち建設部道路交通課における課長
- (21) まち建設部道路建設課における課長
- (22) まち建設部公園緑地課における課長
- (23) 水道局下水道室における課長
- (24) 水道局水道総務課における課長
- (25) 農業委員会事務局長
- (26) 教育委員会事務局学校教育部教育総務課における課長
- (27) 教育委員会事務局学校教育部施設給食課における課長
- (28) 教育委員会事務局社会教育部社会教育課における課長
- (29) 教育委員会事務局社会教育部文化スポーツ振興課における課長
- (30) 教育委員会事務局社会教育部地域教育振興課における課長

◆寝屋川市都市計画マスタープラン策定委員会・策定部会の検討経過

[策定委員会]

	開催日・開催場所	内 容
第 1 回	平成21年11月20日(金) 議会棟4階第1委員会室	都市計画マスタープランの策定について 基礎調査の報告について
第 2 回	平成22年10月26日(火) 議会棟4階第1委員会室	次期都市計画マスタープラン策定に向けこれまでの経過報告(策定部会からの中間報告) 次期都市計画マスタープラン策定検討事項の検討
第 3 回	平成23年9月6日(火) 議会棟5階第2委員会室	次期都市計画マスタープラン計画骨子(案)・全体構想について
第 4 回	平成23年11月15日(火) 議会棟5階第2委員会室	次期寝屋川市都市計画マスタープラン(案)・全体構想について確認 次期寝屋川市都市計画マスタープラン(案)・地域別構想について

[策定部会]

	開催日・開催場所	内 容
第 1 回	平成22年3月18日(木) 本庁3階第1会議室	策定部会の進め方について ワークショップ方式による第五次総合計画「まちづくり大綱」から見た都市づくりの課題・方向について
第 2 回	平成22年8月11日(水) 本庁3階第1会議室	都市計画マスタープラン策定におけるこれまでの経過内容について報告 ワークショップ方式によるこの10年間に取り組むべき重要課題の抽出
第 3 回	平成22年9月3日(金) 職員会館3階会議室	第2回ワーキング会議の検討結果の報告 都市計画制度について ワークショップ方式による重要課題に対する10年間の都市計画・都市整備としての対応方向の検討
第 4 回	平成22年10月7日(木) 本庁3階第1会議室	第3回ワーキング会議の検討結果の報告 通常会議方式により都市計画・都市整備としての対応方向の検討
第 5 回	平成22年11月11日(木) 議会棟4階第1委員会室	第2回策定委員会会議結果の報告 第2回策定委員会での提示検討課題について各課からの検討結果報告と素案反映への検討
第 6 回	平成23年8月25日(木) 議会棟5階第2委員会室	次期都市計画マスタープラン計画骨子(案)・全体構想について
第 7 回	平成23年11月1日(火) 議会棟5階第2委員会室	次期寝屋川市都市計画マスタープラン(案)・全体構想について確認 次期寝屋川市都市計画マスタープラン(案)・地域別構想について

## ◆寝屋川市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

部	室・課・局	委 員	
経営企画部	企画政策課	次長	荻野 裕嗣
	総合計画室（第2回まで）	課長	坂田 さゆり
	情報化推進課	課長	中川 平（第2回から第4回）
	広報広聴課	課長	邑川 和之（第1回）
財務部	財政課	課長	杉本 達也（第2回から第4回）
		課長	川口 浩（第1回）
人・ふれあい部	管財課	次長	田中 英年（第2回から第4回）
	人権文化課	次長兼課長	程岡 俊和（第1回）
総務部	総務課	次長	長 篤也（第2回から第4回）
		次長	阪本 孝行（第1回）
市民生活部	危機管理室	次長	西本 秀孝（第3回から第4回）
	市民室	課長	村山 和子（第1回から第2回）
環境部	産業振興室	課長	谷口 卓也
	ごみ減量推進課	課長	倉崎 友行（第4回）
保健福祉部	環境政策課	課長	三宅 章介（第2回から第3回）
	福祉政策課（第1回から第2回）	課長	田中 英年（第1回）
まち政策部	社会福祉課（第3回から第4回）	課長	松原 徹（第2回から第4回）
	福祉政策課（第1回から第2回）	次長兼課長	寺田 和広（第1回）
まち建設部	こども室	室長	三木 徹男（第3回から第4回）
	都市計画室	課長	室長兼課長 柴田 隆一（第1回から第2回）
水道局	都市再開発事業室	次長	辻 康明（第3回から第4回）
	まちづくり指導課	課長	松村 泰則（第1回から第2回）
学校教育部	住環境整備課	課長	高田 一徳（第3回から第4回）
	住宅整備課	課長	高田 哲治（第1回から第2回）
社会教育部	道路交通課	課長	西岡 雅廣（第3回から第4回）
	道路建設課	次長兼課長	道上 敬一（第1回から第2回）
社会教育部	公園緑地課	室長	南 浩明（第3回から第4回）
	水道総務課	課長	青木 俊治（第2回）
社会教育部	農業委員会事務局	課長	稲留 京子（第1回）
	教育総務課	室長	谷口 信夫（第2回から第4回）
社会教育部	施設給食課	室長	中山 一彦（第1回）
	社会教育課	課長	仲西 淳（第3回から第4回）
社会教育部	文化スポーツ振興課	課長	油利 壽文（第1回から第2回）
	地域教育振興課	次長	橋本 一彦
社会教育部	水道局	次長	茂福 隆幸
	学校教育部	課長	岡本 智行（第2回から第4回）
社会教育部	学校教育課	課長	木村 雅博（第1回）
	学校教育課	課長	田代 正人
社会教育部	学校教育課	次長	大坪 信幸
	学校教育課	次長	北川 雅昭（第3回から第4回）
社会教育部	学校教育課	課長	中村 彰男（第1回から第2回）
	学校教育課	課長	西岡 宏治（第3回から第4回）
社会教育部	学校教育課	課長	八島 忠博（第2回）
	学校教育課	課長	北川 雅昭（第1回）
社会教育部	学校教育課	次長	黒木 紀至（第3回から第4回）
	学校教育課	課長	九條 勝広（第1回から第2回）
社会教育部	学校教育課	局長代理	野岸 嘉和（第3回から第4回）
	学校教育課	局長	近藤 輝治（第2回）
社会教育部	学校教育課	局長	宮前 幸藏（第1回）
	学校教育課	課長	妹尾 直人（第3回から第4回）
社会教育部	学校教育課	次長兼課長	岡本 和博（第1回から第2回）
	学校教育課	課長	宮永 稔生（第3回から第4回）
社会教育部	学校教育課	課長	廣田 幸博（第1回から第2回）
	学校教育課	課長	蔵守 利彦（第3回から第4回）
社会教育部	学校教育課	次長兼課長	川口 浩（第2回）
	学校教育課	次長兼課長	山口 正喜（第1回）
社会教育部	学校教育課	課長	植木 角恵（第3回から第4回）
	学校教育課	課長	塩山 則之（第1回から第2回）
社会教育部	学校教育課	課長	青木 俊治（第3回から第4回）
	学校教育課	課長	樋口 宗治（第1回から第2回）

※委員の所属・役職は、策定委員会参加当時のもの。

※策定部会の構成員については、上記関係課等の担当者（係長以下）が参加。

## 2 寝屋川市都市計画マスタープランワークショップの概要

### ◆寝屋川市都市計画マスタープランワークショップ設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する寝屋川市の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)の策定に当たり、市民(寝屋川市の区域内(以下「市内」という。)に居住し、市内の事業所に勤務し、又は市内の学校に通学する者をいう。以下同じ。)の都市計画に関する意見を反映させるため、寝屋川市都市計画マスタープランワークショップ(以下「ワークショップ」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 ワークショップは、都市計画マスタープランの策定に関し意見及び情報を交換する。

(組織)

第3条 ワークショップは、会員40人以内で組織する。

(会員)

第4条 会員は、次の各号に掲げる者となるものとする。

(1)公募による市民(委嘱を行う日において満18歳以上の者に限る。)のうち市長が委嘱するもの

(2)市政に関係する団体から推薦を受けた者のうち、市長が委嘱する者

2 会員の任期は、市長が委嘱を行った日から平成22年3月31日までとする。

(会長)

第5条 ワークショップに会長を置き、会員の互選によりこれを定める。

2 会長は、ワークショップを代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 ワークショップの会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(ブロック地区会議)

第7条 ワークショップを、別図に定める6地域に区分し、それぞれの地域に関連する都市計画マスタープランの部分について協議し、及び検討する。

(報償)

第8条 会員に対しては、報償として、通常要すると認められる交通費等を考慮し、会議1日につき1,000円を支払う。

(資料の提出等の要求等)

第9条 ワークショップは、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 ワークショップは、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(情報の取扱い)

第10条 会員は、会員の職務上知り得た情報を、ワークショップの設置趣旨を踏まえ、適切に取り扱うものとする。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 ワークショップの庶務は、まち政策部都市計画室において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ワークショップの運営に関し必要な事項は、会長がワークショップに諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年8月3日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成22年3月31日をもってその効力を失う。

別図(第7条関係)



◆ワークショップ会員名簿

地域名	会 員 氏 名 (敬称省略／順位不同)
北西部	乾 栄嗣、北口 哲弘、近藤 幸男、中司 清、道畑 正岐、三野 政和
北東部	伊藤 英雄、植田 良二、勝山 博久、川口 令支、木下 元重
西部	小宮山 恭子、佐藤 美恵子、澤村 吉郎、高木 孝文、中島 善彰
中央部	池田 隆司、植田 昌治、大村 武司、白井 茂、中谷 決、平田 一裕、吉川 昌子
東部	田中 稔、田邊 良一、田伏 隆雄、田伏 宏、土井 伊佐雄、樋口 正吉、吉永 昭文
南部	井上 光夫、古賀 裕子、下田 幾子、新宅 智子、藤本 勝、三浦 春雄、村下 靖晃

◆ワークショップの検討経過

	開催日・開催場所	内 容
第1回	平成21年11月6日(金) 議会棟5階第2委員会室	オリエンテーション
第2回	平成21年11月11日(水)・13日(金) 市民会館2階第1会議室	日頃、地域で感じているまちの良いところや問題について
第3回	平成21年12月2日(水)・4日(金) 市民会館2階第1会議室	地域のまちづくりで活用すべき資源や改善すべき重点課題の整理について
第4回	平成22年1月20日(水)・22日(金) 市民会館4階研修室	地域のまちづくりで活用すべき資源の活かし方や重点課題に対し市民や地域でできることの提案について
第5回	平成22年2月17日(水)・19日(金) 市民会館4階研修室	地域ごとに目指す将来像やキャッチフレーズの提案について
第6回	平成22年3月25日(木) 議会棟4階第1委員会室	各地域のまちづくり検討結果の発表について

## 3 前寝屋川市都市計画マスタープランの施策の体系と進捗の概況

施策体系		施策の基本的な方向		施策展開の概況	
I・寝屋川市の都市づくりの課題と将来都市像	3-2. 都市構造のフレーム	(1) 都市拠点及び都市軸形成の方針	都市拠点の形成	鉄道各駅周辺整備と都市機能の集積	寝屋川市駅及び香里園駅を中心に、鉄道各駅周辺の都市拠点形成に向けた整備を進めてきた。
			都市軸の形成	主要な幹線道路沿道等への都市機能の誘導	第二京阪道路などの幹線道路沿道において、商業業務施設等の立地誘導を進めてきた。
		(2) 交通体系整備の方針	道路網の整備	幹線道路網の充実	都市計画道路千里丘寝屋川線や梅が丘黒原線、第二京阪道路及びそのアクセス道路である萱島堀溝線、寝屋線など、本市の骨格を形成する幹線道路網や、鉄道へのアクセス道路である香里駅前線などの整備を進めてきた。
			その他(公共交通等の充実)	鉄道の立体的な交通と地下鉄の延伸促進	京阪本線連続立体交差事業が進むとともに、タウンくるや寝屋川市駅から茨木市方面へのルートなど、バス交通サービスの充実を図ってきた。
II・将来の都市構想	1. 土地利用の方針	(1) 土地利用の基本方針	住居系	西部地域における居住環境整備による都市型住宅地の形成と東部丘陵地における良好な住宅地の形成	密集住宅地区の改善が進むとともに、東部丘陵住宅地などにおいて、地区計画による住環境保全を図ってきた。
			商業・業務系	鉄道各駅周辺及び幹線道路沿道等における商業業務機能の充実	市街地再開発事業等により、鉄道駅周辺における都市機能集積に向けた基盤整備を進めてきた。
			工業・流通業務系	住工共存地区における共存環境整備と都市型産業の誘導、幹線道路沿道への流通業務機能の誘導	第二京阪道路沿道の寝屋南地区土地区画整理事業や、宇谷地区地区計画による工業流通業務施設の立地誘導に向けた取り組みを進めてきた。
	2. 開発及び再開発の方針	既成市街地における整備方針		鉄道各駅周辺における都市核の形成と密集市街地の整備促進	市街地再開発事業等の推進とともに、密集住宅地区の改善を図ってきた。
		進行市街地における整備方針		無秩序な市街地形成の防止	開発指導により、無秩序な市街地形成の防止を図ってきた。
		新市街地における整備方針		面的に整備による良好な市街地形成と都市機能の誘導	寝屋南地区土地区画整理事業等による計画的な市街地形成を図ってきた。
	3. 住宅・住環境の整備方針		老朽化した公営住宅への対応と密集市街地の再整備、東部丘陵住宅地の住環境の保全		府営住宅の建て替えが進むとともに、密集住宅地区の改善を図ってきた。
	4. 都市施設の整備方針	4-1. 交通関連施設の整備方針	4-1-1. 公共交通の整備方針	鉄道の立体的な交通の促進とバスサービスの充実	(再掲)鉄道の連続立体交差事業が進むとともに、バス交通サービスの充実を図ってきた。
			4-1-2. 道路網の整備方針	幹線道路の体系的整備と快適な歩行空間の形成	第二京阪道路をはじめとする本市の骨格を形成する幹線道路網の整備が進むとともに、交差点改良や歩道のバリアフリー化などを進めてきた。
		4-2. 公園・緑地関連施設の整備方針	基幹公園における整備方針	親水性などに配慮した公園整備の推進	せせらぎ公園、からくろ親水公園、幸町公園等の親水公園が整備されるとともに、大利公園、初本町公園、田井西公園などの公園の整備を進めてきた。
その他の公園・緑地における整備方針			自然と調和した大規模公園などの整備促進と緑化の推進	寝屋川公園の整備が推進された。(平成23年4月1日現在の整備率49%)	
水と緑のアメニティ軸における整備方針			快適な水と緑のアメニティ軸の形成	市内の河川や水路の水辺を活用した親水空間の整備、また、淀川河川公園や打上川治水緑地などの利活用により、水と緑のアメニティ軸の形成を図ってきた。	
4-3. 下水道及び河川関連施設の整備方針		4-3-1. 下水道の整備方針	寝屋川北部流域下水道と公共下水道の一体的整備の推進及び浸水対策の推進	下水道の人口普及率が68.9%(平成7年末)から99.7%(平成23年4月1日)とほぼ100%に達した。また、平成18年2月には排水区を市街化調整区域に拡大した。	
	4-3-2. 河川の整備方針	浸水対策とともに、市民が親しめる水辺空間の整備推進	親水公園の整備が進むとともに、寝屋川湧水事業や、千里丘寝屋川線、校庭貯留、民間施設(緑風園)における地下遊水池の設置が進むなど、浸水対策の強化を図ってきた。		
	4-4. その他施設の整備方針	ごみ処理施設における整備方針	ごみの減量化の促進とともに、処理施設の更新等による適正なごみ処理の推進	現ゴミ焼却施設のダイオキシン対策を進めるとともに、北河内4市リサイクルプラザを設置した。	
		し尿処理施設における整備方針	既存施設の補修等による適正な処理の推進	公共下水道の普及に合わせて適正な処理を進めてきた。	
5. 都市環境の整備方針	義務教育施設における整備方針	校区規模の適正化、老朽校舎の改善、学校施設の緑化の推進	小学校の校区再編や、全校舎の耐震診断を終えるとともに、年次的に耐震改修を進めてきた。第7中学校体育館の建て替えを実施した。		
	その他の施設における整備方針	福祉や生涯学習サービスの充実	保健福祉センター、池の里市民交流センターの設置とともに、子どもセンターや産業会館のリニューアルを実施した。		
	都市的環境保全における整備方針	総合的な環境保全対策と良好な居住環境保全の推進	都市環境保全に向けた各種施策の充実と推進を図ってきた。		
6. 都市景観の形成方針	都市的環境整備における整備方針	居住環境悪化地区における環境整備の推進	(再掲)密集住宅地区の改善が進むとともに、東部丘陵住宅地などにおいて、地区計画による住環境保全を図ってきた。		
	自然的環境保全・整備における整備方針	貴重な市街地内の自然等の保全	生産緑地地区の適切な管理等を進めてきた。		
	骨格的な自然景観における整備方針	河川や山並みなどを活かした骨格となる自然景観の形成	「新寝屋川八景」を制定するなど、わがまち寝屋川の魅力を市内外へ発信する取り組みを進めてきた。		
	シンボリックな景観における整備方針	市民の集う都市拠点等におけるシンボリックな景観の形成	寝屋川市駅や香里園駅周辺の再生に伴うシンボリックな都市景観の形成を進めてきた。		
	道路軸景観における整備方針	道路沿道の良好な景観の形成	寝屋川市景観基本計画及び寝屋川市景観計画に基づき、第二京阪道路や国道170号、淀川沿いなどにおける景観形成を進めてきた。		
7. 都市防災に関する方針	地区景観における整備方針	良好なまちなみのある地区など景観保全や住工共存地区における緑あるまちなみの形成	仁和寺山下住宅地区や三井南町地区、成田西町香風台地区などにおいて、身近な地区での住環境の保全を目的とした地区計画を指定した。		
	その他の整備方針	歴史文化を継承するまちなみや自然景観等の保全・修景整備	文化と歴史のネットワークづくりを進めてきた。		
7. 都市防災に関する方針	地区整備における整備方針	都市計画(防火準防火地域の指定)による誘導や居住環境整備などにより災害に強いまちづくりを推進	耐震性貯水槽など防災機能を備えた公園整備や、萱島校園町地区内における防災街区整備事業など、密集住宅地区の改善を図ってきた。		
	施設整備における整備方針	防火帯整備や河川堤防強化、避難路・避難地整備、治水緑地整備などによる災害に強いまちづくりの推進	淀川沿川におけるスーパー堤防事業の促進に努めるとともに、打上川治水緑地の整備など、災害に強いまちづくりを進めてきた。		

#### 4 用語解説

用語	意味	最初の掲載ページ
◆ アクセス道路 <small>あ</small> 行	大規模な都市施設、観光地等に連絡する道路。あるいは空港・鉄道駅・港・高速道路のインターチェンジ等へ結ぶ道路。	15
◆ アメニティ	都市計画や環境の整備、保全の目標となる快適な生活環境。単に危険、災害、公害などの防止だけでなく快適性や居住性を追求するもの。	17
◆ 一般廃棄物処理基本計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画。	36
◆ 雨水貯留施設	雨水が一時に下水道管や河川や水路に流出することを防ぐために設置された雨水を貯める施設。	35
◆ オープンスペース	都市の中の公園・広場、河川やため池など、建物が建てられていないゆとりの空間。あるいは建物の周囲で自由に利用できる開放された空間。	68
◆ 幹線道路 <small>か</small> 行	都市の骨格と地区の外郭を形成する道路。都市内の道路網を形成する基本的な道路。	13
◆ 環境基本計画	環境施策を行うための基本指針になる計画。	8
◆ 既存市街地	一般には、都市において、既に建物や道路等ができあがって、市街地が形成されている地域をいう。都市計画法では、人口密度40人/ha以上の地区が連担する地域で、地域内の人口が3,000人以上となっている地域とこれに接続する市街地をいう。	29
◆ 協創	みんなで考え、みんなでつくる(協働しながら創造していく)という、「みんなのまち基本条例」の理念に基づいたまちづくりのあり方。	32
◆ 協働	市民、行政その他まちづくりに関わる様々な立場の人が、お互いに尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、ともに活動すること。	16
◆ 景観計画区域	景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために策定した景観計画の計画区域。区域内では、景観計画に基づき、良好な景観の保全・形成のため、ゆるやかな規制・誘導が行われる。	36
◆ 景観重点地区	景観法に基づく景観計画の区域(本市では全域を指定)のうち、特に重点的に景観形成を図る地区。	36
◆ 景観基本計画	良好な景観形成の方針や取り組みを示すことにより、市民や事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら一体となって、同じ目標を目指し、景観まちづくりを推進するための基本計画。	8
◆ 景観計画	景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るため定めた計画。	17
◆ 景観重点ゾーン	寝屋川市景観基本計画において、本市の骨格的な景観構造が構成される都市拠点と軸を位置づけたもの。	36

## 4 用語解説

用語	意味	最初の掲載ページ
◆建築協定	建築基準法に基づき、地域住民が自主的に協定を締結し、まちづくりのルールを定める制度。区域内の住民全員の合意により、住宅地や商店街等のより良い環境をつくるために、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備等に関する基準を定めることができる。	105
◆高度利用	建築物の高層化を図り、生み出された空間を有効活用すること。	26
◆高齢社会	65歳以上の高齢者の人口に占める比率が14%を超える社会。比率が21%を超えると超高齢社会となる。(国連の報告書による定義)	17
◆公益活動支援 公募補助金	公益活動の促進を図るため、市民団体等が自主的・自発的に行う公益性のある事業に対して交付する補助金。	105
◆公的賃貸住宅	公営住宅(市営、府営)、公社賃貸住宅、UR賃貸住宅のこと。	24
◆コーディネート・ コーディネーター	コーディネートは、関係する各々の人や機関等の調整を図り、全体としてうまくいくように整えること。また、そうした調整を行う人をコーディネーターという。	105
◆コミュニティバランス	コミュニティ「地域社会」バランス「均衡」を合わせた造語。本計画では、各住宅地におけるコミュニティの維持を図るため、多様な年齢層が居住することを指す。	58
◆市街化区域	<sup>さ行</sup> 既に市街地を形成している区域および概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。	15
◆市街化調整区域	市街化を優先的かつ計画的に図る市街化区域とは異なり、市街化を抑制する区域。区域内での宅地造成、建築用地の転用などは許可制度により厳しく制限される。	25
◆市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。	14
◆資源集団回収活動	自治会やPTA等地域の住民で組織される団体が各家庭の協力により、新聞・雑誌・古着等の資源化物を回収するリサイクル活動。	36
◆自主防災組織	「自分たちのまちは自分たちで守る」という、地域住民の連携に基づき結成された防災組織で、災害発生時に、互いの身を守るために連携して防災活動を行う組織。	34
◆市民自治	市民が地域の課題などを自らが認識し、その課題に向けて自ら行動すること。	12
◆主要生活道路	密集住宅地区内において、消防車などの緊急車両の進入や地区内の通行を円滑にするための主要な道路。沿道の建物が建替えられる際に、幅員6.7mを基準として順次整備している。	15

#### 4 用語解説

用語	意味	最初の掲載ページ
◆住宅セーフティネット	セーフティネットを直訳すれば、転落等を防止する安全網の意。民間の市場機能のみでは住宅を確保できない市民(住宅困窮者)に対し、柔軟かつ公平に適切な居住水準の住宅を確保するための社会的な仕組みを表す概念を示す。	57
◆住区基幹公園	居住者の安全、かつ健康的な生活環境、休養やレクリエーションの場として利用される、主として歩いて行ける範囲の公園。	32
◆住宅マスタープラン	住宅政策の目標を明らかにするとともに、住宅施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策展開の方向を示した計画。	8
◆循環型社会	廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び循環的な利用が行われない資源については、適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。	17
◆親水公園	水質汚濁や護岸工事などで水辺から遠ざけられた都市住民のために、河川・湖沼・海浜などの地形を利用して、水と親しめるように造られた公園。河川に沿って遊歩道を作ったり、川底に自然石を置いたり、滝や水遊びのできる場所などを設けて水辺に親しめるようにしたもの。	17
◆成熟社会	諸種の制度や施設が整備されて安定な状態にある社会。	9
◆生産緑地	生産緑地法に基づき、緑地機能及び多目的保留地機能を有する500m <sup>2</sup> 以上の市街化区域内農地を保全するため、市町村が都市計画に定める地域地区。農地等として管理が義務付けられるが、指定から30年経過後または農業の従事者等が農業に従事することができなくなった際には市町村に買い取りの申し出をすることができる。	34
◆総合計画	<small>た行</small> 市のまちづくりの目標と方向性を定めた計画であり、又総合的かつ計画的な行政運営の指針として自治体の全ての計画の基本となる最上位計画の役割を担うもの。	8
◆増補幹線	既設の下水道で流すことができない雨水を処理するため、第2の下水道管として、大阪府が事業主体となって整備する下水道管。	32
◆タウンくる	バス交通の不便地域を解消するため、京阪バスの協力を得て運行している小型バス。	45
◆地域防災計画	市域(府域)における災害に対処し、市民(府民)の生命、身体及び財産を保護するため、本市及び大阪府が災害対策基本法に基づき策定している計画。 防災に関し、大阪府、寝屋川市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めている。	8
◆地下河川	道路などの地下空間を有効利用して設置する大規模な雨水排水管。	32

## 4 用語解説

用語	意味	最初の掲載ページ
◆地区計画	都市計画法に基づき、住民と市町村とが連携し、まちづくりを進めていく手法。良好な環境を整備・保全するため、地区の課題や特徴を踏まえ、住民や開発者との協議を経て、市が都市計画として決定する。市民の生活に身近な地区レベルの視点から、建築物の建て方や道路・公園の公共施設の配置等について、地区の特性に応じたきめ細かな規制・誘導を行うことができる。	8
◆直送幹線	一級河川寝屋川および大阪湾のより一層の水質改善を目的として、新たに建設された「なわて水みらいセンター」に汚水のみを流すための下水道幹線。	32
◆低炭素社会	二酸化炭素の排出を大幅に削減する社会。	14
◆出前講座	市民が知りたい・聞きたい・学びたい内容について、市の職員が出向いて話をし、市民の生涯学習に生かすとともに「魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川」を築いていくことを目的として実施するもの。	105
◆都市施設 (道路・公園など)	都市計画によって定められた施設のこと。都市計画施設として指定されている区域では、容易に移転または除去できる建物は許可を得て建てることことができる。	8
◆都市計画区域	都市計画法、その他の法令の規制を受ける土地の範囲であり、自然的、社会的条件等を勘案して、一体的な都市として総合的に整備、開発及び保全することを目的として定める区域。	9
◆都市計画区域 マスタープラン	都市計画法に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として、都市計画の基本的な方針などを定めるものであり、大阪府や市町村が定める都市計画や、市町村の都市計画マスタープランは、本マスタープランに即することとされている。	8
◆土地区画整理事業	道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。	8
◆なわて 水みらいセンター	<sup>な行</sup> 汚水処理能力の増強を図るため、四條畷市に新設された大阪府の下水処理施設。	32
◆にぎわい創出 公募補助金	まちの活性化とにぎわいの創出を図るため、市民団体等が自主的・自発的に行うまちの活性化とにぎわいの創出に寄与する事業に対して交付する補助金。	105
◆寝屋川流域 総合治水対策	寝屋川流域の関係市と国・府が一体となり、河川、下水道、調節池の整備などを行う総合的な治水対策。	32
◆配水池	<sup>は行</sup> 浄水場で作った水を一時的に貯め、市内各所に配水する施設で、市内に6箇所ある。	35
◆パブリック・コメント	市が基本的な政策を定めるとき、その趣旨を広く公表し、市民からの意見を募り、提出された意見の概要と意見に対する市の考え方を公表し、市民の多様な意見を考慮して最終的な意思決定を行う手続。	8
◆地区計画	高齢者や障害者等の身体的特性に配慮して、社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。	8

#### 4 用語解説

用語	意味	最初の掲載ページ
◆ ヒートアイランド現象	ヒートアイランド(heat island=熱の島)現象とは、都市の気温が郊外よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになった。ヒートアイランド現象は「都市がなかったと仮定した場合に観測される気温に比べ、現実の都市の気温が高い状態」と言うこともできる。	25
◆ 文化と歴史のネットワークづくり事業	国の「ふるさと創生事業」をもとに、市内に点在する史跡・文化財をはじめ、公園・緑地・緑道・自転車道・文化施設などをルートで結んで、市民の方々に本市の文化と歴史を紹介し、ふるさと「寝屋川」を実感するとともに、やすらぎといこいの場を提供するため、平成2年度より進めている事業。	17
◆ 壁面緑化	ヒートアイランド現象の緩和、建物への日射の遮断、二酸化炭素や大気汚染物質の吸着機能などを目的に、建物の壁面に植物を這わせ、緑化すること。	36
◆ 包括連携協定	地域課題への的確な対応、地域全体の教育・学術研究機能の向上を図るとともに、学生の若い力をまちづくりにいかすなど、地域の活性化、人材の育成に寄与することを目的として、本市と学校法人等において締結する協定。	56
◆ 防火地域 (準防火地域)	建築物の材料や構造などを規制し、火災の延焼を防止するなど市街地の不燃化を目的として指定された地域。	15
◆ 防災街区整備事業	密集市街地の防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、従前の土地・建物を共同化による建築物の床へ権利変換することを基本としつつ、場合によっては、土地から土地への権利変換も可能とする柔軟な手法を用いて、老朽化した建築物を除去し、防災機能を備えた建築物および公共施設の整備を行う事業。	15
◆ 防災環境軸	特に大火の可能性の高い危険な市街地において、沿道市街地の不燃化、有効高度利用など沿道市街地の整備と一体的に都市計画道路の整備を促進し、避難路・延焼遮断帯として機能する緑豊かな空間を形成するとともに、密集市街地を大きく貫くオープンスペース機能を持つ連続した骨格軸として、未整備都市計画道路やこれに連なる沿道市街地の整備促進を目指して位置づけるもの。	28
◆ 防災協力農地登録制度	災害時に市民の安全と円滑な復旧活動に役立てる用地の確保を目的として、地震などの災害が発生したときに、食糧生産の場である田んぼや畑として利用されている農地を一時避難空間や復旧資材置場などとして利用できるように、農家の協力を得てあらかじめ登録していただく制度。	34
◆ まちづくり三法 <sup>ま行</sup>	「都市計画法」、「大規模小売店舗立地法」、「中心市街地の活性化に関する法律」の3つの日本の法律を総称したもの。	9

## 4 用語解説

用語	意味	最初の掲載ページ
◆緑の基本計画	都市緑地法に基づき、市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定めることにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができる。	8
◆遊休農地 <sup>や行</sup>	農業従事者の高齢化や後継者不足などの理由により、一定期間耕作されていない農地。	36
◆用途地域	都市計画法に基づく地域地区のうち最も基本となるもので、地域に応じた建築物の用途や高さ等の形態についての一定の制限を定めることにより土地利用を方向づけるもの。	8
◆ライフサイクル <sup>ら行</sup> コスト	建物や構造物などを企画・設計・建築し、その建物を維持管理して、最後に解体・廃棄するまでの、建物等の全生涯に要する費用の総額。	18
◆ランドマーク	地上の目印。その土地の目印や象徴になるような建造物。	57
◆流域調節池	寝屋川流域において、河川や下水道で流しきれない雨水を一時的に貯留し、周辺地域の浸水被害を軽減するための河川施設。	32
◆緑化重点地区	寝屋川市緑の基本計画において、協働による緑のまちづくりを目指して、都市の水辺、都市の森、風の道、水の道によるネットワークと市街地緑化の計画と整備を進めるにあたって、特にその効果が望める地区。	28
◆レクリエーション	仕事や勉強などの日常生活の疲れをいやすための休養や気晴らし、または娯楽。	18
◆連続立体交差事業	鉄道の一定区間を連続して高架化または地下化することにより、複数の踏切を除去し、踏切による交通渋滞や事故を解消する事業。寝屋川市幸町から枚方市までの区間の京阪本線で計画されている。	14
◆ワークショップ <sup>わ行</sup>	仕事場や研究集会といった意味から、美術や演劇などで表現者や鑑賞者といった従来の枠組みを超えた参加者全員による共同作業。	8

魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川

寝屋川市  
都市計画  
マスタープラン

発行日:平成24年3月

発行:寝屋川市

〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号

TEL(072)824-1181(代) FAX(072)825-2618

<http://www.city.neyagawa.osaka.jp>

この冊子は、400部作成し、一部あたりの印刷単価は、4,753円です。

